

平成20年第3回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成20年9月11日 午前10:00

○散 会 午後 2:10

○出席議員（20名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄	7番 佐藤恵佐雄
8番 小林悟	9番 佐藤義久	10番 赤平末次郎
11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝	13番 佐藤昇
14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	19番 大谷貞廣	20番 西村武
21番 堀井克見	22番 藤原幸作	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	石川光男	副市長	鑑利行
教育長	小林洋	総務部長	伊藤賢志
会計管理者	門間鋼悦	産業建設部長	宮田隆悦
水道局長	澤井昭	教育次長	山平東
市民生活部長	鈴木鋼生	福祉保健部長	鈴木公悦
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	櫻庭新悦	総務課長	児玉俊幸
市長公室長	鈴木司	財政課長	幸村公明
税務課長	伊藤正	産業課長	根一
建設課長	山口義光	総務学事課長	鎌田雅樹
生活環境課長	鈴木利美	市民課長	藤原貞雄
社会福祉課長	山平重男	高齢福祉課長	伊藤律子
健康推進課長	小林健一	収納課長	菅原龍太郎
追分出張所長	鈴木久雄	農業委員会事務局長	田仲茂隆

下水道課長	三浦永寿	都市整備課長	佐々木博信
スポーツ振興課長	菅原徳志	幼児教育課長	伊藤清孝
生涯学習課長	瀬下三男	昭和総合窓口センター長	川上秀佐男
天王総合窓口センター長	三浦喜博		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門間裕一	議会事務局次長	伊藤正吉
--------	------	---------	------

平成20年第3回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成20年9月11日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

議事日程の報告

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第3回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

なお、2番戸田議員から途中退席の届け出がござっております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、17番中川光博議員、11番藤原典男議員、7番佐藤恵佐雄議員、6番藤原幸雄議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の席にてお願い致します。

17番中川光博議員の発言を許します。17番。

○17番（中川光博） おはようございます。17番中川でございます。

本日朝早くから傍聴くださいました市民の皆様にも厚く御礼を申し上げます。また、本決算議会を準備くださいました当局の皆様にも厚く御礼を申し上げます。

さて、今日、私の一般質問は、大きい項目で2つございます。1つは、全国学力テストの調査結果の公表について伺いたいと思います。もう一つは、行政改革における経費削減の進捗状況と物件費の実態について伺いたいと思います。宜しくお願い致します。

それでは、1つめの質問に入ります。1つめ、全国学力テスト調査結果の公表についてお尋ねを致します。

全国学力テストの結果が文部科学省から公表されました。秋田県は、小学6年が国語・算数の全4種類の問題、国語、算数ごとの基礎知識を問うA問題と知識の活用力を見るB問題で2年連続全国トップ、中学3年生は国語・数学の4種類で1位、2位、3位、3位という結果でありました。来年以降も実施されるのかは別として、秋田県義務教育のレベルの高さが実証された結果となりました。小学校6年では全国平均を7.3ポイントから12.4ポイントと大きく平均を上回りました。また、中学3年生でも全国平均を5.0ポイントから7.0ポイント上回りました。多くの教育課題がクローズアップされる中、

現場の先生方はひとまず溜飲を下げたのではないのでしょうか。

問題は、この結果をそれぞれの市町村の教育課題に合わせてどう生かしていくのかということと、そしてまた、学力があればそれでいいというわけではなくて、この学力をどう使っていくのかという心の教育の大切さも同時にこの際、確認していく必要があるのではないのでしょうか。

まずは、秋田県における潟上市の学カレベルの位置がどこにあるのかをしっかりと知る必要があります。潟上市でも20年度の学校方針の重点事項に学力向上を掲げております。昨年度の全国学力テストの結果について、小林教育長は「秋田県での位置は中程度」と報告されております。本年度の結果については、さらにはっきりと県内25市町村での位置づけを公表し、学力向上のための課題と改善策を児童生徒、保護者、地域と共有すべきであると考えます。教育は地域にしっかりと開かれなければなりません。また、学校ごとの結果についても潟上市内の上位校については公表し、上位校を讃えるとともに上位校に学ぶ必要があります。現在、潟上市では小学校・中学校の連携を進めていますが、この小中連携を進めている潟上教育にとって多くの好事例か破及していくに違いありません。

さて、私がこの質問の通告書をお出しした後に、この5日から11日今日までの1週間、この調査結果の公表について、魁新聞あるいは朝日新聞で多くの記事が取り上げられております。5日の日には、秋田県教育長の根岸教育長が「市教委に積極的に公表をお願いしたい。出かけて説得をしていきたい」という記事が載っておりました。また、その後、寺田知事が「市町村が結果を公表しないならば、私の責任で公表せざるを得ない」という記事も載っておりました。また、今日11日、魁新聞の朝刊には「秋田県の高教職員組合が、公表は序列化を招くので反対」という記事も載っておりました。また、今日の朝日新聞の朝刊には「公表にはどんな利点と問題点があるのか」という記事を組んでおりました。このようにここ1週間、この全国学力テスト調査結果の公表について非常に注目されております。教育委員会が自主性を発揮してこのことについてしっかりと市民にメッセージを届けるべきだと考えます。この観点から質問を致します。

その1、学力テストの調査結果でどのような教育課題が浮かび上がったのでしょうか、説明をお願い致します。

その2、学力テストの調査結果については、県内の順位、点数等を公表し、改善策を明らかにし、学力の向上に役立てるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

その3、学校単位の公表については、市内における上位校については公表し、その成果を小中連携の中で共有し、全体のさらなる底上げを図るべきですが、いかがでしょうか。

その4、2年間の調査結果を受け、来年度も全国一斉学力テストが必要だと考えますか、あるいは不必要だと考えますか。その理由も合わせてご説明をお願いしたいと思います。

それでは、2つめの質問に入ります。2つめは、行政改革における物件費の実態についてお尋ねをしたいと思います。

19年度の決算がまとまり、経常収支比率が95.3%と18年度決算より0.8ポイント悪化致しました。財政の硬直化がますます顕著になり、弾力的な財政運営ができない状況が続いております。要因はどこにあるのでしょうか。また、このままの財政運営が今後も続くのでしょうか。行政改革は進んでいるのでしょうか。

財政構造の中で、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）以外のいわゆる準義務的経費とも呼ばれる物件費に目を向けた時、補助費等とともに高い構成比で推移し、18年度決算よりさらに増加しております。物件費は構成比14.1%で6.4ポイントの増加、補助費等は11.5%で0.8ポイントの増加となっております。

行政改革の観点から、まずはこの2つの費用についての見直しが急務です。行政改革大綱に掲げる17年度から21年度までの5年間の経費節減等の財政効果が目標どおり達成されているのか、18年3月の行政改革大綱から2年半を経過した今こそ、しっかり問われなければならないのではないのでしょうか。

補助費等については、20年度第三者機関「補助金等審査委員会」が設置され見直しが始まっております。この第三者機関が狙いどおり機能し、財政効果が目標どおり達成するようにしなければなりません。

物件費についても実態の把握と分析が急がれます。特に、物件費の中の賃金、委託料について、しっかりとその実態を把握しなければなりません。賃金については人件費との相関関係をしっかりと把握しなければなりませんし、委託料については適正な委託料なのか、委託した事業の効果が表われているのかどうか判断されなければなりません。避けては通ることのできない重要な課題ではないのでしょうか。

まずは、この物件費の実態の把握と見直しを進めなければなりません。そのためには、第1に19年度決算の性質別歳出と目的別歳出のクロス集計表と、節と目的別歳出のクロ

ス集計表は欠かすことのできない重要な資料です。物件費が款別にどこにどのように使われているのか、物件費を構成する賃金・旅費・交際費・需要費・役務費・備品購入費・委託料のうち、特に7節賃金が款別にどのように使われているのか、13節の委託料が款別にどのように使われているのか、クロス分析から物件費の内訳を明らかにしなければなりません。その上で費用の圧縮ができるのかどうかを一件一件分析し、判断しなければなりません。この分析こそが行政改革そのものといってもいいのではないのでしょうか。少しでも弾力的な財政運営を可能にし、限りある財源を市民の多様なニーズに有効に生かしていくために、物件費の見直しを重要課題として取り組むべきではないでしょうか。この観点から質問を致します。

その1、行政改革大綱に掲げる人件費、物件費、補助費等の経費節減について、年度目標どおり進んでいるのでしょうか。進捗状況と、その理由について説明をお願い致します。また、人件費、物件費、補助費等の経常収支比率95.3%の構成比は、18年度からどのように推移しているのでしょうか、お尋ねを致します。

その2、物件費が款別にどのように使われているのか、基礎分析資料となる19年度決算の性質別歳出と目的別歳出のクロス集計表と、節と目的別歳出のクロス集計表を公表すべきです。いかがでしょうか。

その3、人件費と物件費の中の賃金について相関関係が把握されなければなりません。経費節減等の観点から財政効果がどこまで発揮されたのか、18年度との比較で説明をお願い致します。また、人件費対象の職員と賃金対象の職員数の推移はどうなっていますか。18年度との比較でご説明をお願い致します。

その4、物件費の中の委託料について、委託物件は何件あるのでしょうか。また、随意契約と競争入札のそれぞれの件数と比率はどうなっていますか。また、削減のために、今後、契約方法や契約年数や事業効果についてどのように見直していくのでしょうか、お尋ねを致します。

壇上からの質問を終わります。宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。質問1、小林教育長。

○教育長（小林 洋） 17番中川議員の質問、1つめの全国学カテストの調査結果の公表についてであります。4月の22日に実施された平成20年度の全国学力・学習状況調査について、結果が8月の29日に市及び各校に送付されたところであります。

まず最初に、質問の1の学カテストの調査結果でどのような教育課題が浮かび上がっ



たかについてですが、結果については既に4月の実施後、市として直ちに各校において、まず全教職員が問題を解き、日常の学習指導に生かすべき点について検討し、研修を行うように指示したところであります。指導を進めてきたところであります。今回の結果送付を受けて、課題や今後の具体的な方策を講ずるために各校はもちろん、市としても分析を進めております。

ご存知のとおり、この調査の内容は、国語A、算数・数学A、国語B、算数・数学B及び質問紙として学習や生活について問うものの5つであります。A問題は主に教科の基礎・基本的な内容についてですが、今回の結果から学校の指導はもちろん、家庭での生活習慣やしつけ、家庭学習の習慣など、家庭とより一層連携を図ることが課題と考えます。B問題は知識の活用力や思考力を主とした問題ですが、日常の授業においてより一層、自分なりの考えを持ち応用する学習を充実させていかなければならないということが課題であります。

次に、質問の2、学力テストの調査結果について、県内順位・点数等を公表し、改善策を明らかにし、学力の向上に役立てるべきであるというご意見についてお答えしたいと思います。

調査結果の公表についてのご質問ですが、これについては文部科学省の実施要項に次のように定められているところであります。調査結果の取り扱いに関する配慮事項として、「本調査により測定できるのは学力の特定の一部であることや、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争につながらないように十分配慮し、適切に取り扱うものとする。」とされております。具体的に配慮すべき点の1つとして、「本調査の実施主体が国であることに鑑み、市町村教育委員会は域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。」

本市としては、この実施要項に示された目的や方法、調査結果の取り扱いについて、本市の教育における基本方針と合致することから参加を決定したものであります。国の要項にあるとおり、結果の取り扱いについては学校名を上げて数値での公表をすることは行わないようにすることとしております。

一部の学年の一部の内容についての調査結果を公表することが、児童生徒の豊かな心を育むことを基盤として、地域社会に密着した形で育てていく義務教育段階の公立学校において適切な対応であるとは考えにくいと認識しております。

改善策について質問1でもお答えしたように、市及び各校に対策を講じてきたところ

であります。今年度の市独自の新たな取り組みとして、小学校での教科協力員、これは理科と社会であります。国語と算数の教育専門監の活用、中学校3校での土曜塾の、これは土曜日に基礎的な学力とか、あるいは受験に備えての勉強をしてもらうということではありますが、実施等があります。総合教育センターとの連携を生かした授業研究も活性化してきたところであります。

続く質問の3、学校単位の公表、市内上位校の公表により、成果を小中連携の中で共有することや全体的な底上げを図るべきであるというご質問についてですが、ただいまの質問の2でお答えしたとおりであります。学校名を上げて公表することが、成果の共有や学力の底上げに直結するのではなく、具体的にどの項目で成果が上がっているのか、どの項目が努力事項かが個々の児童生徒の学力の底上げに必要なことであると考えます。市内で成果を上げている学校の取り組みについては、昨年度から既に小中連携の協議会や市の学習指導改善協議会、市校長会等の様々な機会をとらえてその成果やノウハウを共有し、それぞれの学校での実践に生かすように取り組んでおります。今年度も、今後、実際に児童生徒の指導に携わる教員の研修会を開き、対応していきたいと計画しております。

最後に、質問の4であります。来年度も全国一斉学力テストが必要であるかということについてお答えしたいと思います。

来年度の実施についてですが、既に平成21年4月21日に実施することが決まっております。このように昨年19年度のうちに20年度、21年度と3年間は継続して行うことが文部科学省より示されております。本市としては、引き続き来年度も参加する方向で考えております。

その理由としては、何よりも本市の児童生徒の学習状況を継続的に把握し、指導の改善に役立てるために有効であるという観点からであります。教育の根本は、市の明日を担う創造性と人間性に育んだ子供、「知・徳・体・心」の調和のとれた子供の育成に努めることでもあります。一人ひとりの子供が自分の学習状況を知り、これからの学びの意欲や見通しを持つことができるように、今後もこの全国学力・学習状況調査の結果を活用し、具体的に個に応じた指導に努めてまいりたいと思っておりますので、宜しくご指導賜りたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（藤原幸作） 質問2、鑑副市長。

○副市長（鏡利行） 17番中川議員の2、行政改革における物件費についての一般質問にお答え申し上げます。

質問内容が詳細にわたっておりますので、その質問内容に沿ってお答え申し上げますので、ご理解願いたいと思います。

まず、経常収支比率は普通交付税の動向によって変動します。現在、普通交付税の伸びが見込めない中、国の施策、特に特別会計への繰出金の増などにより経常収支比率が高くなっております。このことは、潟上市だけではなく県内全市に言えることでありまして、経常収支比率が県内で90%以下の市はございません。高いところで98.5%であり、本市の95.3%は県内でほぼ平均値となっております。このような財政状況は急激に好転するとは期待できないと考えており、国の財政計画などを見きわめて健全な財政運営に努めております。

中川議員の先ほどの質問の中で、「物件費は構成比14.1%で0.6ポイントの増加」ということが質問通告書にございました。これは一般会計ベースでございまして、私方とらえている普通会計ベースのポイントでは0.5ポイントの増加でありますので、ご理解願いたいと存じます。

その1についてお答え申し上げます。行政改革大綱に掲げる人件費、物件費、補助費等の経費節減について年度目標どおりに進んでいますか。進捗状況と理由について説明ください。また、人件費、物件費、補助費等の経常収支比率95.3%の構成比は18年度からどのように推移しているのかとのご質問ですが、はじめに、行政改革大綱に掲げる経費の進捗状況について平成19年度決算によりお答え申し上げます。

人件費の目標達成率は94%であります。職員数については、窓口センターの設置や地方分権の推進に伴う事務委譲があったものの、定員適正化計画に基づき職員の削減に努めてきております。

物件費の目標達成率は93%であります。これにつきましては、各種の制度改正に伴い臨時的な経費が増えているためと考えております。

補助費等の目標達成率は91%であります。これは、国体開催に伴う補助金が想定を大幅に超える2億1,200万円、補助費等決算額の15%ほどあったことによるものでございます。

次に、経常収支比率についてお答えします。

中川議員もご承知のように、経常収支比率は当該団体の財政構造の弾力性を示す比率

であります。これは、税収や先ほど申し上げました普通地方交付税などの経常的な一般財源収入が、人件費や公債費などの恒常的な経費にどの程度充当されたのかを示しております。このため、分子である経常的な経費と分母である経常的な一般財源収入の動向により、変動することになります。

中川議員もご指摘のとおり、経常収支比率は、平成18年度には94.5%だったものが平成19年度には95.3%になり、前年度比0.8ポイントの増となっております。経常収支比率の高い経費と致しましては、第1に人件費で26.4%、第2に公債費で19.4%、第3に繰出金で15.3%となっております。

また、経常収支比率が上昇した理由には大きく3つの要因が考えられます。

第1には、特別会計に対する経常的な繰出金の増加であります。平成19年度は平成18年度に比較して経常的な繰出金が1億805万5,000円増加しております。これにより、繰出金の経常収支比率は15.3%となり、前年度比で1ポイント上昇しております。増加した主なものは、介護保険事業特別会計が4,248万7,000円、下水道事業特別会計が5,086万9,000円、農業集落排水事業特別会計が1,177万2,000円となっております。

第2には、公債費の増加であります。平成19年度は潟上市にとって公債費の償還のピークとなっております。一般財源ベースで5,765万8,000円増加しております。これにより、公債費の経常収支比率は19.4%となり、前年度比で0.3ポイント上昇しております。

第3には、物件費の増であります。物件費では、除雪経費が平成18年度は暖冬のためほとんどかからなかったものが、平成19年度は例年並みにかかったことから、経常的な除雪費だけで前年度比5,300万9,000円の増となっており、除雪費以外の経常的な物件費では逆に1,940万7,000円の減となったものの、経常的な物件費の総額では除雪費の増に伴い3,360万2,000円の増となったものでございます。これにより、物件費の経常収支比率は平成19年度は13.8%となり、前年度比で0.2ポイント上昇しております。また、人件費の経常収支比率は平成19年度は26.4%で、前年度比0.4ポイントの減となっております。

なお、一部事務組合負担金を含む補助費等は経常一般財源ベースで約2,000万円の減となっており、経常収支比率を引き下げる方向に寄与しております。

その2についてお答え申し上げます。物件費が款別にどのように使われているのか、基礎分析資料となる19年度決算の性質別歳出と目的別歳出のクロス集計表と、節と目的

別歳出のクロス表を公表すべきというご提言でございます。このことについてお答え申し上げます。

財政状況の公表については、これまでも財政状況の作成及び公表に関する条例に基づいて、6月と12月の年2回公表してまいりました。また、最近では地方分権の推進により、自治体の財政状況を住民に対してわかりやすく公表することが求められており、予算の概要や財政状況を市広報やホームページを活用して公表致しております。

今議会終了後の市広報10月号には決算の概要を掲載致しますが、限られた誌面の中では十分にお伝えできない部分もありますことから、今後は、これまで以上にホームページを活用し、幅広い行政情報をお伝えできるよう努めてまいりたいと考えております。

質問のその3でございます。人件費と物件費の中の賃金について相関関係が把握されなければなりません……質問のところは省略します。その3についてお答え申し上げます。

はじめに、職員数についてお答えします。

平成19年度の人件費対象の正職員数は306人で、平成18年度より3人減っております。また、臨時職員の人数は平成19年度は335人、平成18年度は299人で、36人の増となっております。

臨時職員が増えた主な要因は、放課後児童クラブの拡充による指導員の増と、保育園児の低年齢化や保育時間の延長に合わせて臨時保育士を増員したことによるものであります。

次に、人件費と賃金の関係についてであります。正職員の平均人件費は約760万円で臨時職員は約130万円でありますので、630万円程度の差があります。

その4についてお答え申し上げます。

平成19年度の委託件数は件数で334件ありまして、指名競争入札によるものが59件、18%であります。残りが随意契約で275件、82%であります。この随意契約の中には、施設設備の管理、保守点検委託等が主に含まれております。

既存の委託事務の経費の節減については、財政課において一括契約しており、合併前の単価のばらつきを調整し、総額を削減するなど一定の成果を上げております。また、先の6月定例会で個別条例の改正を行い、指定管理者制度の拡大を図ったところであります。さらに、長期継続契約の導入準備を現在進めております。

また、事業の効果と判断をどのようにしていくかとの質問ですが、委託に関する基本

的な判断基準として、市民サービスを低下させることはないか、事故発生時など緊急時の対応が可能か、人件費等が委託することで節減につながっているのかの視点から事業効果を判断してまいりたいと考えておりますので、宜しくご理解願いたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（藤原幸作） 17番、再質問ありますか。17番。

○17番（中川光博） 今、2つの質問に対しまして大変ご丁寧なご説明をちょうだい致しました。ありがとうございます。

1つめの学力テストの公表についてということで、潟上市は公表しないと、こういう結果でご返事をちょうだい致しました。私の今回の質問の趣旨は大きく2つあるんですけども、1つは、よその自治体がどうあれ、潟上市の教育のために自主的にどういふふうに判断されるかということ、いち早くやはり市民にメッセージを発してほしいと、こういうことが大きな1つの趣旨でありました。そのことについては、文部科学省の要綱に則り、それに基づいて公表致しませんというお返事でしたので、ちょっと残念かなと。

実は、潟上市の学校教育の方針の中で、学力の向上、特別支援教育、心の教育、この3つの柱を掲げております。当然この学力の向上に対して潟上市の教育委員会がどういふ教育行政を敷いていくか、あるいは具体的に学力の向上を図る目安、どうやってその目安を見ているかということがよく見えないと、当然、学力の向上ですのでやはりきちんとした数値といいますか、具体的なそのものが、昨年度よりこうなっているよと、あるいは一昨年よりもこうなんだと、やはりこういう誰から見てもきっちり学力が向上しているよと、その判断できるような指針をしっかりとやってやるべきではないかなと、こういうふうに思っております。それがひとつちょっと残念かな、そのあたりがはっきりお答えにありませんでしたので、残念かなと思います。

ただもう一つ、2つめの視点としては、いたずらに順位がどうのこうのという問題でないことはもちろんであります。2つめは、やはり調査結果を受けて潟上市内の教育課題を的確にしっかり公表して、教育の担い手だけではなくてやはり受け手、さらには保護者、地域もそこに一丸と向かっていかないことには、教育業界の中だけで学力向上を訴えてもなかなかやはり効果が薄いのではないのでしょうか。

昨年、私が昨年の学力テストについて全県でどのくらいの位置にあるのかというお尋ねをしましたところ、中程度だと、こういうお答えがありました。そうすると、今年の

結果についてはどこかということをお私質問では出していませんけれども、もしできればお答えいただければありがたいなど。同じく中程度なのか、あるいはちょっと上がったのか、あるいはちょっと下がったのかというあたり、そのあたりが見えないことには私たちがお願いしている、教育委員会にお願いしている学力向上に関する施策が効果があるのかないかのなかなか見えないのではないのでしょうか。この点についてひとつお答えをお願いできればと思います。

あともう一つ、今日の朝日新聞の記事にちょっと載っていましたが、宇都宮市の教育委員会は昨年度公表したと。どういう公表の仕方をしたかという、各学校のホームページで点数をすべて公表したと。これは順位がすべてつくものではありません。さっき私もちょっと事務局の新聞をコピーさせていただいたんですが、これはどういう考えに沿って宇都宮市が公開したかという、調査をやりっぱなしで現場の活用や改善に生かされていないのではないか、あるいはもう一つは、市町村が自主的に調査の分析と改善の方法を説明するのは構わない、これも文部科学省の要綱にきちりあります。そういうことで、こういう考えに従って公表したと。宇都宮市の場合は市教育委員会が公開の方針を示して、小規模校2校を除く残りすべての学校のホームページで成績を載せた、こういう記事が載っております。これも多分、宇都宮の教育委員会では、自らの教育課題にきちり教育行政が自主的に判断して対応したのだと考えれば、それも納得が行きます。

あともう一つ、せっかくの機会ですので私の思いをお話ししておきたいと思うんですが、これも魁新聞の記事に秋田県の高校の教育はどうだったかという中で、中程度のちょっと下だと、こういうお話が載っておりました。義務教育課程では全国のトップレベルが高校に行くと中程度よりちょっと落ちるぐらいのところにいるよというお話しでしたが、つまりある学力をどういうふうに使っていくのかというあたりの意欲づけ、動機づけ、このあたりがきちりなされないのが、高校に行くと出てしまうのかなというふうにも評価できるのではないのでしょうか。そういう意味では、やはり学力向上と合わせて心の教育ということで、まさに潟上市の教育重点方針に入っていることは私はその的を得た3本柱だと思っております。同時に、この心の教育についてもしっかり取り組まないと、やはり5合めまでは登ったけれども6合め、7合め、8合めぐらいでゆっくり休みっぱなしで頂上に登れない、こういう学力に関する結果が出るのではないのでしょうか。今言った点でお尋ねをしたいと思っております。

あと2つめの行政改革における物件費等について、質問に対してかなりきめ細かい答えをいただきました。2つだけもう一度端的にお答えをお願いしたいんですが、1つ、私もちょっと資料をいろいろ数字を引っ張り出して見ましたんですが、今説明いただいたとおりで大変ありがたく思います。進捗、どのくらい行政改革が進んでいるかということで19年度の数字を示していただきましたけれども、計画に対しては3億5,100万円が18年度より19年度の決算がオーバーしてたと、計画に対して。前年に対しても2億2,700万円ぐらいはオーバーしていると。これを受けて20年度の予算をどういうふうにつくったかというのは、3月議会で数字を示していただきましたけれども、この19年度の結果を受けて当然いろいろ仕込みを入れていただいたと思いますけれども、20年度の予算が当初組み込んだ行政改革の数字よりも、計画ベースで大変恐縮ですが6億1,500万円のオーバーの計画を立てていらっしゃいます。先ほど全体的な財政構造の中で説明ありましたとおり、交付税がなかなか入ってこないと、大変窮屈な財政なんだよというお話はちょうど致しました。私もさっき説明いただいた中で、進捗状況と理由について説明してくださいというお話を致しましたので、制度の改正とか、あるいは補助費等への国体への出し方とか、あるいは特別会計の繰出金とかのお答えをいただきましたけれども、いずれ進捗状況よりも6億1,500万円オーバーの計画が20年度の予算だという状況でございます。これも行政改革推進委員会がありますけれども、その改革委員会でどういうお話がなされているのかどうか、私たちには一向に情報が開示されておられません。改革推進委員会のメンバーもいろいろこの進捗を受けてしっかりといろいろ対策やら手立てやらをお話ししているはずですがけれども、この6億1,500万円オーバーの計画、このままでいいのかどうかということも視野に、19年度の決算が出て初めてちょっと視野には入ってきたりするんですけども、このあたりの今後の、このままでいいのかどうか、果たして計画どおりしっかり行政改革に取り組んでいただいているのかどうか、○、△、×で見ると、どのあたりの点数づけになるのか、そのあたりのお話もきちんと伺いたいなど。やはり行政改革というのは無駄を極力排除して、経費を極力削減して必要なところに集中投資するというのが、その大きな狙いであることは間違いありません。まずはこの削減を、無駄をしっかりと省く作業がどこまでなされているのかというのは、こういう数字から見ると私は疑問です。やはりもう一度、この行政改革の進捗、進みぐあいについては、しっかりと取り組んでいただきたいな、こういうふうに思っております。



あともう一つ、今言ったとおり物件費について特に、これも20年度の計画は計画よりも2億5,000万円オーバーの計画です。20年度予算は2億5,000万円のオーバーの計画を立てていらっしゃると思います。なかなか物件費の実態についてもなかなか目に、一品一品は分厚い資料をちょうだいしてますので、この334件一品一品ひろえばそれでわかるだろうと言えはそのとおりなんです、やはり行政当局としては、議会あるいは市民に対してきっちりもっとわかりやすく、どこにお金が使われているのかというのをやはり示すべきではないでしょうか。そういうことで、私はこの資料、集計表をしっかりと出してください、こういうお願いをしたわけでございます。これも私たちが行政視察でおじゃました自治体がありますけれども、これは既にいくつかの自治体はしっかりこの資料を基礎資料として出していただいています。先ほどの返事ですと、ホームページで幅広い行政情報を流していくというお返事でしたけれども、やはりそれではまたぞろ行政改革の進捗の状況が見えないと。やはりしっかり情報をまず出していただきたい。私のこういう質問の趣旨はたった一つでございます。議会もやはり一緒にそのために情報をちょうだいして対策を考えていきたい、こういうことでございます。何も行政の責任がこうだとかあだとかということでは全くありません。やはり議会も半分の責任を担っているわけですから、やはり情報をきちんと出していただいて、議会としてもやはりアイデア、一緒に対策を考えていきたい。これが私の質問の大きな趣旨でございますので、この2点についてお答えいただければと思います。

○議長（藤原幸作） 再質問は、先ほど答弁したことに対する再質問でございますので、それと答弁漏れがあった場合の答弁ということでございますので、そういうふうに整理しながら再質問に対する答弁をお願いしたいというふうに思います。小林教育長。

○教育長（小林 洋） 再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの中川議員の質問の中に、文科省の言いなりといいたいまいしょうか、そういうような形で行われているんじゃないかという話をされましたが、私は4月の校長会において、学力調査が行われる前に次のように指示したわけでありまして、瀧上市の調査目的に基づいて全国的状況と比較して把握して改善を図る、そのためには各学校には自校の状況を分析し、課題を検討協議するとともに、児童生徒個々にきめ細かい指導をすること、保護者等関係者に説明する機会を設けることというふうに指示致しました。

それで、この後のことをちょっとお話し申し上げたいというふうに思っております。

この後、子供たちに対しては調査結果を知らせる、これは個票が来ておりますので。

自分のよかったところや今後の課題をつかみ、学習意欲を高めることができるように行  
うと。つまり学習面での面談等を行うと。小学校の6年生には、12月の県の学習調査が  
またありますので、そのための準備をすること、あるいは中学校3年生には高校受験の  
目的意識につながるようになればいいというふうに考えております。何とか子供たちに  
とって、一人ひとりの子供たちにきめ細かく、保護者と一体になって指導していくこと  
が私は子供たちを伸ばすことになるんじゃないかなというふうに考えております。

それから、市民に対しての公表という話がありましたけれども、保護者に対しては結  
果を知らせると。この後、三者面談やP T A等で個人票、自己評価等を渡して結果と今  
後の課題について話し合うと。それから11月から12月にかけては、P T Aで改めて全体  
に説明するというような形で進めておりますので、もしいろんな形でご指摘あれば承り  
たいというふうに思います。宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 鑑副市長。

○副市長（鑑利行） 17番の中川議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど詳細にわたってご説明申し上げましたけれども、行政改革については昨年目標  
数値は平成17年度から21年度までの5か年ということで議員の皆さんにもご提示申し上  
げておるところでございます。その中で、平成21年度には見直し作業にかかって、21年  
度から潟上市の経費節減の方策をまた議員の皆さんにお示しできるということで考えて  
おりますので、宜しくご理解願いたいと思います。

いずれにしても、物件費が2億5,000万円オーバーして、このお金がどこに使われて  
いるのか議会と情報を共有すべきだとのご質問については、先ほど来答えておりますし、  
市としても主要成果説明書、決算書等、資料も十分議員の皆さんに配付しておりますこ  
とをご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 17番、再々質問ありますか。17番。

○17番（中川光博） 今、小林教育長の方から大変大切なお話をちょうだい致しました。  
大変素晴らしい取り組みではないでしょうか。その調査結果を個々の生徒に生かすと、  
保護者にも生かすと、そして保護者全体にも説明をしていく、こういう潟上市の方針が  
示されました。これこそ自主性をしっかりと発揮していただくのではないのでしょうか。  
大変ありがとうございます。スケジュールに則ってしっかりとこのことを進めていただ  
きたいと思います。宜しくお願い致します。

あともう一つ行政改革の方ですが、5年間なので、個々の大きな資料はお出ししてるので、それを見て願いますよというお話もありました。私がお願いしたいのは、あと21年度ですので来年から見直すということですので、20年度までを整理してもう一回新しい取り組みを議員の皆さんに示していくよということだったと思いますけれども、やはり年度年度の進捗、あるいは行政改革推進委員会でどういう話がなされて、次年度にどういう内容を生かしていくかというのをやはりきっちり情報を公開していただいて、一緒にその取り組みについてやはり考える手立ても資料もお出しいただくというのが必要ではないでしょうか。この点ひとつお答えいただければと思います。

○議長（藤原幸作） 鑑副市長。

○副市長（鑑利行） 17番の中川議員の再々質問にお答え申し上げます。

行政改革検討委員会の資料をその都度議会に提示して情報を共有するという点については、行政改革検討委員会というのは一つの市長が任命している機関でございます。公的機関という位置づけからして、その部分については真摯に行政改革検討委員会で検討してしかるべきものと理解しております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 17番さんの再々質問の行政改革推進委員会の情報開示ということについては、今、副市長が申し上げましたが、私たちはこの行政改革推進委員会の意を受けて行政に反映していくという立場でございますので、その行政改革委員会のすべてのものを情報開示するというのではなくて、その行政改革の答申あるいは意見に基づいて、これを行政に反映していくという立場でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤原幸作） これをもって、17番中川光博議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時10分とします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

11番藤原典男議員の発言を許します。11番。

○11番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。

このたびの議会は1年間の決算を審査する決算議会とも言われております。市長はじめ職員の皆様の9月議会開催準備のためにご奮闘されましたことに対して、敬意を表したいと思います。また、朝早くから議会の傍聴に参加されております市民の皆様、大変御苦労さまでございます。私は、今後の市民生活に関わる点について4点にわたり、市長及び行政当局の見解なり取り組みの考え方、方向性について伺いたいと思いますので、前向きなるご答弁を宜しくお願い致します。

1点めは、後期高齢者医療制度に関わる問題について伺います。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会に対する本市の要望事項についてです。

ご承知のとおり、後期高齢者医療制度をめぐり国民の中では不安の声や反対の声などが沸き起こり、参議院で野党が共同提出した廃止法案が可決し、今度は衆議院での議論となりました。マスコミが報道するや否や、短期間での国民世論の動向は政府への大きな批判の一つともなり、内閣の支持率低下にもなりました。

この制度に関連して、現役世代の方たちの負担はもちろんのこと、健康診断の内容まで大きく変化しました。政府は最近、世論に押され低所得者の方の保険料を軽減する処置や、年金からの引き落としに変えて保険料の口座振替ができるようになったと政府広報まで発行致しました。さらに一家で後期高齢者に移る方と移らない方がいた場合、当初の制度では年金収入額が変わらないのに1人の方は3割負担、病院の窓口での負担です。1人の方は3割負担、もう1人の方は1割負担という医療費の負担変更についておかしいのではないかという批判に対し、どちらも元の1割負担に変更するという手直しを9月5日発表致しました。これの実施は来年の1月からで、対象は1万数千人ということですが。

保険料の軽減が今回られたとしても、2年ごとに各県の広域連合が保険料を決定しますので、どうなっていくかは知れません。また、この制度は団塊の世代に焦点を当てたものでもありますので、今後さらに大きな国民との矛盾に突き当たることと思います。

政府は社会保障費を毎年2,200億円削減する計画のもと、病院のベッド数を現在の35万床から15万床に削減、人間ドックに対する補助の削減など、また、国民にとっては今後、入院、外来、終末期の医療がどうなるか不安でいっぱいではないでしょうか。75歳以上というだけで今までの健康保険から強制的に外されることに大きな憤りを持っている方もあります。問題は一つ二つではなく、医療制度全般に関わる大きな問題となっていくことと思います。

今後、衆議院での議論がどうなるのか、政府の対応がどうなるのか、廃止となるか大きな手直しとなるのかはわかりませんが、市当局として今の現状では何を秋田県の後期高齢者医療広域連合議会に要望していくつもりなのか、伺いたいと思います。

2点めの質問に入ります。固定資産税の減免制度の周知徹底方と納付時期・納付回数のある方について伺いたいと思います。

ガソリンの高騰や諸物価の値上げの中、年金は据え置かれたまま、そして給料は上がらないという中で、各種税金を納め、日々の生活をしていくことは本当に大変な時世になっていると感じるのは大方の庶民の生活感覚ではないでしょうか。諸物価の値上がりに反比例して各種税金が減ってくれば大変喜ばしいことですが、なかなかそのようには行かないわけで、税金の支払いに苦労している世帯も多いと思われまます。

最近の潟上広報には、税金の納付について「納付が困難な場合には相談してください。減免の制度もあります。」と、親身に納税者の立場に立った掲載をしております。そのことについては評価致しますが、もう一步進んで、その減免内容・基準までも何らかの形で掲載すれば、該当する方はたとえ10分の3でも減免適用になると思えば、ずるずると滞納するよりは減免して納税してもらう方が、市にとっても本人にとっても喜ばしいことと思われまます。もしこの減免制度の中身をどれくらいの限度から適用になるのかということをもし発表するのであれば、2例か3例くらいの平均的な減免内容のサンプルを提示していただければ市民にとってもわかりやすいのではないかと思います。生活基準といってもピンと来ないのではと思います。例えば、70歳代のご夫婦の2人暮らしで1か月の医療費が1万円だとした場合にはどうなるのか、収入から見て適用になるのか。また、60歳代の方の一人暮らしで医療費がかからない場合はどうなのか。あるいは、30歳代の若い夫婦と小学校の子供さんが2人いる場合には、それぞれどれくらいの1か月の収入あたりから固定資産税の減免が適用になるのかなど、わかりやすく図解入りで掲載してもいいのではないかと思います。これについての見解と納期の回数の変更ができないものか伺いたいと思います。

固定資産税は納期が4回で、国民健康保険税は8回、住民税・県民税は4回の納期となっておりますが、実質的に国保とダブるのが3回あります。1回当たりの納税額の軽減を少しでも図れば納めやすいものになり、納税率の向上につながるのではないかと思います。市民からもう1回、納期を増やしていただきたいという声が寄せられました。これについての市当局の見解を伺いたいと思います。

3点めの質問に入ります。住宅用火災警報器の設置に対する今後の市当局の取り組みと対応について伺います。

9月1日は防災の日でした。市で発行する「広報かたがみ」でも8月・9月と掲載されておりましたが、火災予防条例の改正により、新築住宅には平成18年6月1日から、既存住宅には平成23年5月まで火災警報器を設置するよう義務づけられており、「火災からあなたの大切な家や家族を守るために住宅用火災警報器の設置を」と呼びかけております。また、設置場所や設置上の注意点、問い合わせ先なども掲載しておりますが、現在までどれくらいの設置状況なのか伺いたいと思います。

また、災害のないまちづくりのために、特に火災の起きない、不幸にも起きた場合でもボヤで済んだと言えるようにするために、具体的にどのような取り組みをしてこの火災警報器の設置を進めていくのか、伺いたいと思います。

一人暮らしのお年寄り世帯や障害者のいる世帯では、何回も足を運ばないとなかなか理解してもらうのは困難ではないかと思われまます。地域を含めたボランティアの力も必要だし、行政が思い切って、まず高齢者宅や障害者宅に一定の数を購入して、取り付けはボランティアを組織して行うとかしないと一気に進まないのではないかと思われまます。お互いにお金もかかることとなりますが、低所得者宅や高齢者、障害者宅へは購入の際、助成の制度があってもいいのではないか、そのようなことも制度として潟上市に必要なのではないかと思います。火災による不幸があっては遅いわけです。火災のないまちづくりに向けての当局の取り組み方、私の提案に対する考え方について伺いたいと思いまます。

次に、4点めの質問に移ります。ごみの不法投棄に対する市当局の対応について伺いまます。

ごみの不法投棄は言うまでもなく犯罪であり、罰則は1,000万円以下の罰金、または5年以下の懲役という厳しい処分です。各町内会はごみのない美しいまち潟上市をつくろうと、それぞれボランティアで様々に取り組んできているわけではありますが、その取り組みとは裏腹に、それこそわざと不法投棄の連続で大変困っている地域があります。通称二田街道の藤花園団地付近の道路から昭和、出戸方面に抜ける十字路までの道路です。毎日のように道路にごみが捨てられ、これは車からだと思いまますが、町内会の方が毎日拾って片づけているようですが、このような状態が続いてから2年近くなるそうです。ビニール袋や鶏肉や牛肉のパックの空などが捨てられ、そこにカラスが来て、さら

に散らかすということです。何年か前も当時の町の担当者が警察と協力して犯人の検挙に動いたそうですが、結局捕まえることができなかったということです。地元の警察にお願いをしているが、どのように取り組んでいるのかわからないとも町内の方は言うておりました。市の担当課もこの地域の住民の皆さんの思いを察して、ごみの不当投棄やポイ捨ての根絶に向けて動くべきではないかと思いますが、今後の取り組みについて伺いたいと思います。

また、このような地域が潟上市にあるのかどうか把握しているのか、どのように対処しているのかについても伺いたいと思います。

以上をもちまして、壇上からの1回めの質問を終わります。答弁を宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 質問は大きく4点ありますけれども、質問の4のごみの不法投棄について答弁願います。石川市長。

○市長（石川光男） 11番藤原議員の一般質問の中のごみの不法投棄に対する市当局の対応について答弁致します。

藤原議員のご指摘場所は旧天王町時代からの事例であり、不法投棄禁止看板の設置や警察の重点パトロールの実施等により、効果が表れておりますが、いまだ相手を特定できる物的証拠がないのが現状であります。ここの場所に限らず、このほかにも不法投棄箇所を把握しておりますが、現在、環境問題が大々的に取り上げられている中、本市においては不法投棄自体は年々減少傾向にあります。

市では、全市一斉清掃・主要幹線・八郎湖などのクリーンアップを市民と一緒に美化に取り組んでいるところでありますが、不法投棄された場所については職員及び業者委託により回収しております。特にひどい箇所は県と産廃協会とタイアップを図りながら処理しております。今年度は県と協議し、監視カメラを設置するなどの対策を合わせて実施することとなっております。不法投棄防止対策につきましては、法に基づく規制や取り締まりのみではなく、環境巡視員の情報提供や地域住民への啓発活動、あるいは監視カメラの設置等が今のところ不法投棄の未然防止につながるものと考えており、他の市町村の対策方法等参考にしながら検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（藤原幸作） 次に、質問の1と3の両質問をまとめて答弁を求めます。鈴木市民生活部長。

○市民生活部長（鈴木鋼生） 11番議員さんの質問の1つめと3つめについてお答え申し上げます。

1つめの秋田県後期高齢者医療広域連合議会に対する要望事項についてでございますけれども、後期高齢者医療制度につきましては、ご承知のとおり、これまでの老人保健制度から移行して本年4月に施行されたものであります。

施行当初は複雑なこともあり、対象者からの問い合わせ、各種団体等からの説明依頼が多数寄せられ、担当課では大変苦慮しましたが、その都度、的確に対応してきました。その後も新聞報道等で連日のように掲載され、最近の見直し事項についても混乱、対応について心配される所でありましたが、比較的、少数の問い合わせにとどまっており、現在、順調に事務がなされております。

ご質問の件についてであります。広域連合議会の役割は、議案審査、議決が主なものと解することから、直接、広域連合議会への要望は致しておりません。連合議会へ致しておりませんが、国へは全国市長会、東北市長会、県、広域連合を通じて制度の見直し等を要望しております。

今後とも長寿社会において、後期高齢者のみならず市民が安心して暮らせるよう関係機関とともに国へ制度の安定化、支援策等を要望してまいりたいと考えております。

3番めの住宅火災報知器の設置に関する今後の市当局の取り組みと対応についてでございますが、住宅火災報知器の設置は平成16年に消防法が改正され、本市の場合は男鹿地区消防一部事務組合・湖東地区行政一部事務組合それぞれの火災予防条例によって、11番さんが述べましたように新築住宅は平成18年6月から、既存住宅は平成23年5月31日までに設置することが義務づけられております。

設置の推進につきましては、男鹿地区消防一部事務組合・湖東地区行政一部事務組合が平成18年3月号及び20年8月と9月号の本市広報に掲載し、PRを行っております。今後もPRに努めてまいりたいと考えております。

設置状況につきましては、湖東地区行政一部事務組合において今年4月の春の火災予防運動期間中に昭和地区914世帯の家庭に防火診断を行ったところ、約1割の90世帯が設置されているとのことで、飯田川地区については11月に実施する予定となっております。

今後の推進方法につきましては、男鹿地区消防一部事務組合へ働きかけ、早い時期に各家庭の防火診断を実施し説明するなど、市民へのPRと理解を得てまいりたいと存じ



ます。

また、一人暮らしや高齢者・障害者世帯等につきましては、福祉機関と連携を図りながら機会あるごとにPRに努めてまいります。

助成制度につきましては、市では一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び身体障害者世帯などに対し、火災発生時に感知機能も備わっている「ふれあい安心電話」を取り付けており、緊急時には消防署にも連絡されるようになっております。このような制度を活用しておりますので、助成制度については現在のところ考えておりません。

低所得者等についてであります。飯田川地区では自治会独自で設置希望者を募り、共同購入し、取り付けをボランティアで実施した例もあります。設置義務までまだ時間もありますが、できるだけ早く設置されますよう、今後は自治会等にも働きかけながら取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 質問2について答弁を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 藤原議員の2つめの質問でございます。固定資産税の減免制度と周知徹底と納付時期、それから納付回数のあり方ということでご質問がありましたので、お答え致します。

まず最初に固定資産税の減免制度についてであります。やはり減免割合は藤原議員もご承知のとおり、生活保護の生活認定基準額とその世帯全員の収入額の比較になるということでございます。

平均的なサンプルを提示してほしいということではありますが、やはり生活費の認定基準というのは、やはりその世帯全員の年齢構造、それから障害者の有無、それから母子家庭の有無、やはり一番違うところが毎月の医療費の金額や年間納めている社会保険料、それから税金などが対象となることから、やはり収入がある程度あっても減免の対象になることがございます。また、収入が少ない場合でもやはり減免の対象外になったりすることもあるということで、サンプルを例示するとした場合、数十種類ぐらいになるんじゃないかというふうに考えられておりますけれども、サンプルを提示して逆に誤解や混乱を招く恐れがあるため、今後まず慎重に検討してまいりたいと思っておりますが、やはり税負担の公平性を保つ観点から、市としてはまずは税務課、もしくは収納課の窓口において減免制度の相談をしてほしいということでございます。

また、収納課では、災害、それから盗難、病気、それから怪我、最近多くなっており

ますけれどもリストラや事業廃止など納期ごとに支払えない方につきましては、やはり地方税法第15条に基づき徴収猶予として原則最高2年までの分割納付に応じておりますので、この分割納付というものを活用していただきたい。

さらに滞納者との納税相談窓口において、減免対象者になりそうな方に関しては、やはり収納課も税務課も減免制度を説明して申請書を提出するよう指導致しております。

また、減免対象者につきましても分割納付ができますので、それらを活用していただく。

それから、次に納期を1回くらい増やしていただきたいというご意見があったということで、藤原議員ご承知のように現在、固定資産税が4期、それから市・県民税が4期、そしてやはりウエイトの高い国保税が8期ということで、先ほど藤原議員がおっしゃったように国保税と固定資産税のダブリが3回ございます。もう一回増やしますと、やはり市・県民税、もしくは国保税とまたダブる結果が出てくるということで、そういう可能性があります。

それから、仮に1回増やすことによって、これすべて現在電算システムの改修が必要となってくることから、やはり金融機関や、それから口座振替の見直しなどが必要になります。ただ単純に納期を1回増やすために電算の改修からすべて金融機関からやることでなくて、やはりこういうのは制度改正、もしくは電算の大幅な他課との改修があるとき、国の補助とか県の補助がある場合、そういう機会を合わせて考えなければ、やはり多額の費用負担が出てくるということになりますので、その点でご理解いただきたいと思えます。

まずは、藤原議員もいろんな相談を受けると思いますがけれども、この分割納付、これやはり相談窓口に来て聞き取り調査で判断しますので、やはりそれらに応じてほしいということを周知の方、宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 11番再質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） まず、市長がお答えしましたごみの不法投棄についてなんですけれども、県からの関係で監視カメラを設置することも考えているということで、他町村の対策等も参考にしながらやっていきたいという答弁がありました。これはやはり警察と市当局の今後の取り組みに私は大いに期待致しますけれども、いつ頃を目処にこういうふうが始まっていくのかと、日程的な計画もひとつ提示できればなというふうに思い

ます。まず、ほぼ毎日のごとく、毎週のごとく車から恐らくそのままごみ袋に入れないでポイ捨てやっている、もうひどい状況なんですね。不法投棄については後でまた述べたいと思いますけれども、ぜひそういうことで取り締まりもそうなんですけれども、市民に対するモラルを訴える取り組みも先ほど言いましたけれども、説得力ある取り組み、広報活動もぜひ行っていってもらいたいし、また、各町内でもそういう雰囲気盛り上げていってもらいたいと。時期等について、また町内会等の取り組みへの何といいますか、支援というんですか、それについてもう一度見解を伺いたいと思います。

それから1番めの後期高齢者医療制度についてなんですけれども、この制度については地方自治体が真正面から政府に対して、この制度を中止撤回せよということが言えないことはわかりますけれども、実際、現場においていろいろな声、現場というのは市民、それから実際に運用していく中で、例えば電算システムがどうのこうのということで、この間いろいろ政府は制度の中身を変えてきました。先ほど言いましたように医療費の高額医療費の限度額の変更とか年金からの引き落としの変更とか、それから医療費の負担を3割から1割に戻すとか、あとはやはり今、秋田県では問題になっている、ここの地域では問題になっていませんけれども、お医者さんが足りなくなっていく状況の中で、政府は入院ベッドを減らしていくと、これはやはり大変なことだと思うんですよ。こういうこととか、あとは滞納者に対する措置。滞納すれば保険証が取り上げられるとか、そうなれば入院とか急を要するときどういうふうにしていくのか、そういう対応もやはり自治体だけでは解決できない問題もありますので、地方自治体は冷たい態度を取るわけにはいかないでしょうし、そしてまた国民は病気とか怪我とかすれば平等に医療を受ける権利がありますので、この後期高齢者医療制度に関わるいろいろなものについては、やはり地方自治体としても住民の声を聞いて、それを県なり国なりに要望していくということが私は大変必要だと思うんです。

質問の中で私、後期高齢者医療連合議会ということでお話ししましたが、これは既にわかるように各市町村とか各議長、各市町村議会議員で構成されて保険料などを最終的にはここで、議会で採択されて決まるということから、私はこの機関に対する要望が有効的ではないのかということ考えて質問したわけなんですけれども、特別これについてはないということでしたが、しかし関連することとして、やはり国や県なりについてはいろいろな要望を出していきたいということがまず回答がありました。具体的にどういうものがあるのか、そこら辺、もし把握している状態で発表できる状態であればお

知らせ願いたいと思います。こういうまた市民から寄せられたいろいろな声についても、潟上市としては何らかの形で公表していくべきではないでしょうかというふうに思いますし、そうであれば、やはり議会も議員もそのことに向けて持っていけるのではないかとこのように思います。

それから固定資産税の減免については、今、部長からかなり丁寧なお話がありまして、やはり減免制度の分納の問題については、対象になりそうな方には減免の指導も相談もやるということで、大変丁寧な私は市民に対するサービスというんですか、というふうに思うわけです。

それで、今4回から5回にするとすれば金融口座の変更とか電算システムの関係でお金がかかるということも今私わかりましたので、当面はやはり分納相談、これにやはり力を入れて、それで収納率を図っていくし、納める人も気持ちよく納めれるようにしていくべきではないかなというふうに、まず私は思いましたけれども、サンプルについてはいろいろなケースがあるので慎重にやっていくということでしたので、これはもしできれば、その検討した結果やれるとなれば、いろいろ注釈つけながらぜひ二、三の例を出して、できればやっていただきたいと。そうなれば、私もこれであれば該当になるということで、苦しい生活の中で税金を納めるというのは大変なわけですから、いくらかでも気持ちよく納めて生活の方に充ててもらおうということも進めていくべきではないか、そのように思います。

そういう点では、固定資産税のもう一回納期ということについては分納で対応をしていくということなので、これについては減免制度と合わせて力を入れていっていただきたいというふうに思います。

あとは減免制度の中身なんですけれども、生活基準をもとにして全額免除、半額免除、10分の3の減額の固定資産税の制度が、3通りの減免の制度がありますから、これについては公表しながら、何かに引っかかるというふうに見ると感じる人もいると思うので、そこら辺は掲載してもいいのではないかと、3通りの減免制度、というふうに思います。

それから住民用の警報器についてなんですけれども、確認ですが、いろいろな制度が適用になるんじゃないかなと私思います。というのは、生活保護を受けている方は8つの生活扶助がありまして、医療費の扶助とか住宅扶助とかいろいろありますけれども、この生活保護の扶助の中の住宅扶助の中で火災報知機の取り付けは可能じゃないかというふうに思うのが1つと、それから介護保険を受けまして4とか5とか障害者の方の住

宅をバリアフリーにした際にいろいろな補助が出ますね。その補助の中にこの火災警報器の補助も私はもしかしたら入れることが可能ではないのかなというふうに思うわけです。

私の問題提起というのは、火災による被害防止のため法律にもうたわれている取り付けをいかに時期を失することなく一気に潟上市の全部の世帯が、一気にどういうふうに取り付けていくのか、取り付け終わるのかという問題提起から質問しているわけで、安全安心なまちづくりのためにまずは私は急がなければいけない事項だと思っております。潟上市の広報で何回となく掲載し、その気持ちもわかるんですけども、やはり先になってこの運動を組織していく運動体がなければ前に進んではいけないと思いますので、ボランティアも含め、そういう動きをつくっていくという点でどういうふうにお考えなのかということをもう一度お聞きしたいと思います。

以上、再質問と致します。

○議長（藤原幸作） 再質問は4点ございますが、3点めの税務関係も要望で結構ですか、それとも答弁求めますか。

○11番（藤原典男） はい。

○議長（藤原幸作） それでは答弁をお願いします。石川市長。

○市長（石川光男） 11番さんの再質問にお答えします。

まず1点めのことでございますが、具体的にどのような要望をしたかということでございますが、まず、東北市長会としては6点について国に対して要望していると。東北市長会を受けて全国市長会では4点について要望しております。題目は、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度に関する重点要望ということで、1つは、国の責任において給付の平等、負担の公平を図り、安定的に持続可能な制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。2点めは、後期高齢者医療制度については、新たな保険料軽減策等も含め、その趣旨や内容について国民の混乱を招くことなく十分な理解が得られるよう一層の周知徹底を図り、確実な制度の定着に向けた支援策や情報提供等に努めること。3点め、新たな対策に伴う経費や電算システム経費などについては地方へ負担転嫁することなく、国の責任において万全の措置を講ずること。最後、市町村国保に義務づけられている特定健診、保健指導に関わる人件費や電算システム経費等については、地域の実態を踏まえ十分な財政措置を講ずるとともに、保健師等々の人材が確保できるよう適切な支援策を講ずること、となっ

ています。

それから最後のごみの件では、モラルの向上が必要だということが言うまでもなく、できれば監視カメラかそういうものを、看板も必要ない時代はモラルの向上だと思います。したがって、現実はそうでないと。だから監視カメラ等々、やりたくないこともやらなきゃならないという実態であります。その監視カメラ等の時期とかについては部長から答弁させます。

○議長（藤原幸作） 鈴木市民生活部長。

○市民生活部長（鈴木鋼生） ごみの件については先ほど市長からも答弁ありましたが、監視カメラは幸いつきました。大変遅れて申しわけありません。ただ、場所的には今申し上げるわけにはいきませんが、ついております。

それから、11番議員さんがお話ししましたとおりポイ捨てというモラルの問題でございます。私ども、今11番議員さんも不法投棄ということで車に積んできて沢にどっさり投げるとか、そういうものを重点的に産廃協会とも連絡を取り合って、それを処理に力を注いでおります。ただ今、ポイ捨てというのはたちごっこということで、拾えば次、晩に拾っても朝にある、とその繰り返しで、本当にこれには私どもも手を焼いておりますけれども放っておくわけにもいきませんので、連絡あった場合は直ちに職員、それから委託業者、それから特に昨年度からは環境巡視員からも市の車を提供して回収にあたっているところでございます。特に先ほどの市長の報告にもありますように、市では全市のクリーンアップ、八郎湖、主要幹線いろいろ行って、市民と一緒にやっておりまして、それにおける回収というのは16.5トン、それから環境巡視員等をお願いして集めたもの約4トンほどを回収しております。それから業者さんに依頼して収集したものが19トンなどになっております。

それから火災報知器の設置の件につきましては、補助等そういうようなものの対象にはなっていないようでございます。ただ、11番議員さんからお話しあったように、できるだけ早く設置し、市民の皆さんが安心できるような形で先ほど申しあげましたように自治会を通じ共同購入等などで設置し、ボランティアなどで設置するようPRに努めてまいりたいと、かように思っております。

○議長（藤原幸作） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 藤原議員の再質問にお答えします。

固定資産税の減免制度の減免割合でも公表したらどうかと。これは制度の趣旨から当

然、申告時に合わせてうちの方で税の相談のパンフレット等の中にこれから盛り込んでいきたいと。

それから回数を増やすということで、藤原議員から質問あってからうちの方で先進地を調査しております、現在。県内では横手市が5回納期ということですので、これから課の職員が横手市さんとやりとりして、トリプル、ダブルじゃなくてトリプルにならないようにこれから検討してまいりたいと思いますけれども、ただ先ほど申し上げましたようにいろんな金融機関、それから電算システム等ございますので、また、条例改正も必要ですので、調査した結果を踏まえてこれからそういうふうに取り組んでいきたいと思っておりますので、宜しくご理解をお願いします。

○議長（藤原幸作） 11番再々質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） まず、後期高齢者医療の問題なんですけれども、東北市長会とか全国市長会について具体的に要望したということについて私は非常にいいことだと思うし、ぜひ潟上市も頑張ってくださいというふうに思います。

それから2つめの点についても、今、部長から話されましたけれども、納期の開始のときに掲載してくれるということなので、1つは納税者の方が相談に来たときには親切丁寧にこういう制度がありますよというところまでひとつ宜しくお願いしたいと思います。

それから警報器についてなんですけれども、住宅用の警報器。先ほど生活保護の住宅扶助、それから介護保険の住宅のバリアフリーには当たらないということなんですか。私はいろいろ検討すればそれは適用になるんじゃないかなというふうに思いますけれども、それについてもっと検討の余地あるとすれば、ありますよという回答を私はいただきたいんですけれども。

それからごみの不法投棄については、いろいろ監視カメラもやるということで、ついたということなんですけれども、ここで今回取り上げました二田街道ですか、その藤花園団地の問題については、具体的にやはり警察と協力しながら進めて、もう早い時期にやっていただきたいというふうにお願ひ致しまして私の質問を終わりますけれども、答弁残ったものについてひとつ宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木公悦） 11番さんの火災報知器の関係のことをございますけれども、市では潟上市緊急通報体制等整備事業の実施要綱がございまして、この中には、いわゆ

るふれあい安心電話ということで高齢者、あるいは一人暮らしの世帯や高齢者のみの世帯等々について設置対応しております。その中に火災報知器が併設されておまして、そちらの方が有効だというようなことであります。今、生活保護等々の話もありましたけれども、生保の皆さんでも一人暮らし、あるいは老人世帯がおりますので、こちらの方の制度で対応してまいりたいというふうに思っておりますので宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） これをもって、11番藤原典男議員の質問を終わります。

○11番（藤原典男） どうもありがとうございました。

○議長（藤原幸作） 昼食のため休憩致します。再開は午後1時半とします。

午前11時55分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

7番佐藤恵佐雄議員の発言を許します。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 9月定例議会におきまして一般質問の機会を得ましたことを、まずもって御礼を申し上げます。市長はじめ職員の皆様におかれましては、住民福祉の向上と、また、市民が生活しやすいことに対しまして日夜ご努力されていることに対しまして、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

さて、政局の動きも衆議院解散総選挙に向かう様相にあり慌ただしくなっておりますが、党利党略ではなく、国民の目線に立って生活者優先の政治を願うものであります。

それでは通告申し上げます順に従って質問致しますので、宜しくお願い致します。

まず最初に、原油高騰対策について質問致します。

サブプライムローンの焦げ付きによりアメリカが不況に陥り、輸出産業が打撃を受け中、投機が原油や穀物に流れ、原油高や食料高となり、物価の高騰になっていると言われております。昨年12月、政府は原油高騰に対する基本方針を決め、灯油購入費を補助する自治体に対し、国が2分の1、特別交付税で支援することなど盛り込んだ政策が進められました。早速、我が潟上市におきましても臨時議会などで灯油助成の予算が成立し、市民の方々より感謝の声が寄せられました。しかし喜びも束の間、今年に入って次から次へと油の値上がりにより、7月の消費者物価指数は前年の7月と比べて生鮮食



品を除く指数は2.4%に上がり、生活必需品は6%も上がり家計を圧迫させております。それこそ死活問題に直面している人が増えている現状であります。悲鳴を上げているのは漁業関係者だけではとどまらず、北海道では夏だというのに灯油価格が異様に値上がりし、秋以降の本格的な需用期に向けて早くも不安が高まっている状況であります。沖縄では、ガソリン代の高騰で中小零細の輸送業者が休業、廃業の危機に呈しているという始末であります。

第1次オイルショック、72年から74年では消費者物価が2年間で39%も上がりましたが、給与所得はそれ以上に50%も上がりました。第2次オイルショック、78年から80年でも消費者物価が12%上がりましたが、給与所得は12.6%上がりました。所得がついてくればそれをカバーできますけれども、現在は所得が下がり物価が上がっており、このような経済状況は近年経験したことがありませんので、これを放置しておくことはできないことでもあります。

これまで述べたことに対し、政府与党は物価高から国民の生活を守るために必死に取り組んでおる状況であります。本市としても生活困窮者や低所得者対策を考える必要があると思っておりますけれども、ご答弁を求めるものでございます。

次に、鞍掛沼公園の課題と対策についてお伺いします。

平成3年4月、町のシンボルとして開園され、17年が経過致しました。この間、道の駅や温泉くららなど、多くの市民や利用者に親しまれ今日に至っている状況であることは皆さんもご存じのとおりであります。これまでも安全安心で自然が息づく施設づくりのために、杏の植栽、屋外コンサート場、時計台、鯉の物見台建設など訴えてまいりました。今まさに3町合併をしたことにより、さらなる緑化の整備を図るとともに利用者のニーズの対応が求められております。総合都市公園として本市ではなくてはならない施設であります。今後、観光客誘致促進に向けた取り組みが期待されます。

鞍掛沼公園活性化検討委員会におきまして、鞍掛沼公園の魅力アップのための具体策を提案しておりますが、当局として今後どのような対応策を考えているのか。また、現在の公園を拡張して市民が一堂に会して多目的に利用できるような施設を建設する考えはないか、お伺い致します。

次に、教育者の倫理についてお尋ねします。

21世紀は教育の世紀とうたわれ久しいのでありますけれども、今改めて教育にスポットが当てられております。昨今の不登校、いじめ、自殺、十四、五歳の少年による殺傷

事件の続発や高速バス乗っ取り事件など、心痛むニュースが日常茶飯事のように報じられております。一方、子供たちに誠実慈愛をもって癒しを与えるべき教師が不祥事を起こしていることに対して、社会全体で重く受け止めるべきであり、特に近年、あまりにも教員としてのモラルに欠けた事件が多すぎると思う昨今であります。

教育によって日本の未来を担い、また、世界に羽ばたく子供たちの将来の人格形成に大きく関わってくるものと思います。教師こそ最大の教員環境とも言われております。識者言わく、子供の幸福こそ第一義と主張し、子供は一個の人格であり、子供の可能性を伸ばすことこそ教師の役割である。また、児童のために教育がある。学校のために教育があるのではない。この信念に立って子供のことを考え、教育の現場に立っていただきたいと。

他県のことではありますが、信じがたい教員汚職問題が連日報道されております。不正採用が長年慣例化となり、不正が組織ぐるみで行われ、現実このようなことがまかり通っていたことに愕然と致します。模範となるべき教育者が最も醜い金品のやりとりなどで職を得て、反面教師として教壇に立っていたことは本当に悲しいことであるということの一言に尽きるものと思います。教育者として社会全体に取り返しのつかない不正行為をしたことはもちろんでありますけれども、特に純白な子供たちにどれほど衝撃を与えたか計り知れないと思うわけでございます。

先日改めて思ったことは、大相撲の若ノ鵬関が釈放での記者会見で、20歳になったばかりの若者がやつれた姿で国民に向かって10回近くも「すみませんでした」を繰り返しておりました。それに対し、組織ぐるみで汚職問題を起こしておきながらトップが責任を取ることもなく、国民に対し、誰からも謝罪を行っていないことに憤りを感じるものであります。

ところで、先ほど述べたことは当市には直接関係のないことではありますけれども大きな社会問題でありますので、教育者の倫理感について経験豊かな教育者でもある教育長の見解を伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 7番佐藤議員の一般質問を1点め、原油高騰対策についてお答えを申し上げます。

ご質問は、原油高騰に伴い、生活困窮者や低所得者に対する対策を考える必要はない

かとのことでありますが、最近における原油高騰等が食料、飼料、原材料等の価格の高騰と相まって、市民生活や企業活動等に深刻な影響を与えている状況にあります。

国では、原油等価格高騰に関する総合緊急対策として、昨年度に引き続き、生活困窮者に対する灯油購入費助成や福祉施設、公衆浴場に対する助成など、地方自治体がきめ細かく実施する対策に要する経費などについて特別交付税措置を行うこととしております。本市でも原油高騰に伴う調整会議等を開催し対応方について検討をしているところですが、市民生活をはじめ中小企業・農漁業・建設業等々のあらゆる分野にその影響が出ていることから、限りある財源の効率運用と総合的な対策としての支援のあり方や公平性という観点から、今後の国・県の動向等を注視していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 宮田産業建設部長。

○産業建設部長（宮田隆悦） 7番佐藤恵佐雄議員の2番めの鞍掛沼公園の課題、対策についてお答え致します。

ご質問のとおり、鞍掛沼公園につきましては設置から17年を経過しておりますので、施設の老朽化が目立ち始めております。このようなことから、本公園の活性化対策などの問題の課題の掘り起こしのために平成18年11月に潟上市鞍掛沼公園活性化検討委員会を設置して、平成20年2月まで委員会において多角的に審議していただきました。

委員会の意見を総括しますと、1つは、民間事業者の運営による新サービスの提供や経営力の期待、市民の参加・提携や市内他施設との連携、自然環境の重視や利用者ニーズに対応する施設整備などの3点を基本とした整備や制度の創設が必要と提言されております。

この提言を受けまして、市では施設のあり方を含めて鞍掛沼公園の活性化を中心とした地域再生計画を申請しております。そして本年7月に内閣総理大臣から地域再生計画が認定されております。鞍掛沼公園は本市の重要な観光施設でありますので、本公園の魅力アップや活性化を図りたいと考えております。

認定されました地域再生計画では、鞍掛沼公園には農産物等の直売施設、加工施設、食材の提供施設を建設する予定で、このほかにも地場産品の利用による新たな特産品の開発、雇用機会の創出など、市民を主体に各種団体と連携、協働して整備を進めてまいりたいと考えております。地域再生計画の内容については8月1日号の広報に掲載して

おります。事業期間は平成24年までの5年間であります。

また、ご質問にあります公園の拡張については、鞍掛沼公園は都市計画区域内にあるものの農業振興区域と隣接している関係でございますので、地理的な条件下では新たな施設用地は農振区域に求める必要がありますので、公園の拡張は現時点では困難であると思われまます。

また、公園の拡張につきましては都市計画区域の変更があったときに本件も検討することにし、長期的なスパンで見て行きたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 7番の佐藤議員の第3番めの教育者の倫理について、ご質問にお答えしたいと思います。

私はこれまで、本市では児童生徒の知・徳・体、そして心の調和のとれた育成を図るために、家庭や学校、そして地域が一体となった教育活動を推進してまいりました。常に児童生徒の心に寄り添い、そして児童生徒の目線に立った教育に努めてまいりました。特に学校に対しては、教職員のモラルの向上も含め、教職員のみならず講師や市職員などの全教職員に対し、教育公務員として高い倫理観と使命感を持ち職務に励むよう、4月以来、各校の職員会議や研修会などの様々な機会をとらえて指導してまいりました。また、市としても小学校と中学校の連携事業や各教育機関との連携事業などを通して、教職員が自己研鑽に励み、自己を高める機会の拡充も図ってきております。

今後とも潟上市の子供たちが心身ともに健康に育つよう、教職員が教育の使命を自覚し、児童生徒との触れ合いを通して人間的な魅力のある教師になるよう努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 7番再質問ありますか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 原油高騰対策についてはなかなか難しい点があると私も承知しております。財源の関係もあることでありますし、今、市長がお話ししました国・県の動向を見て対応しているというようなお話でございますけれども、何せこういう喫緊の緊急、これから灯油、あるいはすべて冬期間に向かっているわけでございますので、そういう意味では市民の困窮者になっている方は大変であろうと、そういうことも私も先ほ

ど申しましたとおり懸念しております。そういう意味では、市と致しましてもできる限りそれらに対応していただけるよう、国の予算、あるいはいろんなものが決まるというのは、この選挙が恐らく衆議院の解散になって何だかんだ大変な状況でありますので、それまでの対応が当市としても必要ではないかなと思うわけでございますので、宜しくひとつお願いしたいと思っております。これは答弁はおりません。

それから鞍掛沼については、部長が話しました。地場産のやはりあれだけの集客といいますか利用客が年間30万近く利用しているということでございますので、そういう意味では地場産、あるいは天王江川漁協ですか、そういう地元でとれたそういう魚でも、ある意味では地元の方々に安く提供できるような、そういう配慮をしていただければ大変市民としても助かるのではないかと思います。

それから教育については先ほど教育長がおっしゃいましたが、やはり教師の使命は何といっても今お話ししました、教師という、まず誰でもかれでもできないことを教師の役を持って、使命を持って、せっかくの機会に与えられているわけでございますので、そういう意味では今後もそういう金品とか、あるいはえこひいきとか、そういうことは一切しない教師をまず育てていただければ、大変子供にとっても父兄にとっても市民にとってもいいのではないかと思いますので、その辺をまた宜しくひとつお願いしたいと思っております。答弁はおりません。

ありがとうございました。

○議長（藤原幸作） これをもって、7番佐藤恵佐雄議員の質問を終わります。

6番藤原幸雄議員の発言を許します。6番。

○6番（藤原幸雄） 私ちょっと歯のぐあいが悪くてお聞き苦しいところもあろうかと思いますが、ひとつ何とぞ宜しくご理解のほどをお願いを申し上げます。

まず改めまして、こんにちは。また、傍聴者の皆様には大変お忙しい中、多数のご出席を賜りましたことに対しまして心より敬意と感謝を申し上げます。

9月議会に際しまして一般質問の機会を与えていただきました藤原議長はじめ同僚議員各位に対しまして、衷心より厚くお礼申し上げます。また、当局におかれましては、石川市長を先頭に本市潟上市発展のために誠心誠意頑張っておられますことに対しまして、この場をお借りし心より敬意と感謝を申し上げます。

私から通告に則りまして次の2点についてお伺いをします。

最初に、昭和工業団地への企業誘致対策についてお伺いを致します。

その前にちょっと私不勉強で、本市でもリース事業等もやっておるわけですが、後からわかりましたけれども、一応質問要旨ということで書いてございますので読み上げさせていただきます。

当団地への企業誘致にトップセールスで石川市長は献身的に努力していることに心より敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

去る7月、産建と文教常任委員会が栃木県矢板市へ研修に行っていました。あのすばらしい立地条件の中でも1000分の2くらいの確率と言っていました。近年、特に原油の高騰と経済の低迷等を考慮すると、当面の企業誘致は至難の業と言わざるを得ません。矢板市では誘致対策として、企業誘致推進員を募集して取り組んでいるようでございました。本市でも前向きに検討すべきと思うが、ご検討の余地はありますか、ご意思をお伺いするものでございます。

企業誘致は様々な条件がございます。ございますが、人脈が大きなウエイトを占めるものと思われまます。また、企業誘致委託料は、工場、研究所その他事業所の建設費の1%以内、2,000万円を限度とし、業務委託料の交付対象は事業開始日において完成し、稼働する施設を対象とするとなっていることに注目をしてまいりました。

今のところ、まだ適用された例はないが、本市においてもこれのみならず、企業誘致条例改正のお考えはないかお伺いを致します。いろいろ幅広く対応するのが大変大事かと思えます。

また、リースによる立地等についても支援する借地借家奨励金を創設しているようですが、本市においても検討に値するものと思うが、いかがですかと聞くつもりでございましたけれども、本市においても立派なリース制度がございますので、この点ももしできれば若干の差異があるとしたならばお伺いしたいと思えます。

去る8月26日、みらい21（県議会会派）との懇談会の中でも市長は「特に業種にこだわらず、贅沢を言う時代ではない」と申されておりましたが、私も全く同感でございます。ただし、もちろん公害のない企業ということでございましたので、これもそのとおりだと思えます。

本市は合併時においては年間約200人くらいの人口増を見込んでいたものの、現在では減少傾向になっているようで憂慮致しております。この原因は様々な要因はあると思うが、働き場が少ないというのが一因です。今後ともあらゆる手段を講じて企業誘致に努めていただきたいが、ご所見をお伺いするものでございます。

次に、第2点めの石川市長の行政に対する将来の姿勢についてお伺いします。

私は年寄りでございますので71キロくらいのスピードしか出ないわけでございますが、市長から真っ向勝負でひとつ、見送りだとかバントだとかということではなくして、正々堂々にご答弁賜れば大変ありがたいと思います。

潟上市は合併して約3年めも後半を迎えます。石川市長は初の市長選では、旧3町の合併協の会長としての手腕を高く評価されて当選されたものと思われまゝ。その後、着実に総合発展計画を実行されているが、まだまだ問題は山積しているものと思います。さらには、市長はいろいろ諮問されているところが数多くありますが、問題解決にどのようなスタンスで臨まれるのか、本市の将来発展のため大変大事な時期と思われまゝ。来年の市長選は市民からどのように評価されているか未知数です。今後は市民からどのように評価され、残された合併時の難題にどのように対処されるのかが焦点になるものと推察致すものでございます。

一方、多くの市民から再選すべし、いわゆる再出馬すべしという声が聞かれます。言うまでもなく本市の基幹産業は農業であり、農林水産業の活力と中小零細企業の活性化に期待を寄せているものと思われまゝ、石川市長はこれらの諸問題解決にどのような視点で対応されるのか率直にお伺いをするものでございます。再出馬のご意思があるのかどうか重ねてお伺いするものでございます。

最近の経済動向、合併効果、財政の効率的運用等々、難問題を多く抱える中、来春の市長選にどのような心構えで対処されるのか重ねて質問を致すものでございます。

石川市長は「いつも常在戦場の気持ちで、自分に厳しく市民の目線で幸せを願っている」と申しているが、再出馬を考慮しているのか重ねてお伺いをするものでございますが、明快なご答弁を求めます。継続は力なりと申されています。行政の停滞は許されません。ぜひ私からも出馬を要請するものでございますが、ひとつ宜しくお願いします。

また、出馬の際、特に本市発展に目新しい本市ならではの施策、抱負があるとすれば、具体的に市民に向かって差し支えない範囲内でご答弁をいただきたいと思われまゝ、ひとつ宜しくお願い申し上げ、壇上からの質問にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 6番藤原幸雄議員の一般質問の1点め、昭和工業団地への企業誘致対策についてお答えを申し上げます。

企業誘致については、雇用の場の拡大、地域活性化のためにも欠かせない問題であり、本市における重要課題の1つでもあります。

ご質問にありますとおり、企業誘致には人脈が大きなウエイトを占めることは十分に認識しております。本議会にも関係予算を計上しておりますが、潟上市企業懇話会を立上げようとしております。これにつきましては、7月24日に企業懇話会設立準備会を開催しております。目的は、既存の市内企業の方々の意見を集約し、企業と行政の情報交換の場、さらなる投資や産業集積のネットワークづくりなど、企業ニーズを視野に入れた検討や試みの場として、新たな地域個性を創出する場となってくれればと考えています。

さらにいろいろな考え方がございますが、企業を誘致する立場から見ると、補助金等の拡充をはじめ新規立地する限られた企業をめぐる地域間競争は激しさを増していることはご承知のとおりです。私としては、こうした自治体間の補助金のつり上げ競争に参加する気持ちはありませんが、一方では新たな補助制度も考えなくてはならない時期とは思っています。さらには、県の重点補助金制度との整合性も図っていきたいと思っています。最近では原油の高騰に端を発した景気の低迷により、企業の設備投資に対する勢いが鈍っていることも事実であります。今現在も一企業の誘致について全力を上げて取りかかっているところであります。

今後の企業誘致については、単に安くて広い土地を紹介するだけでは企業効果は上がりません。企業に対して立地する必然性や意味がなければ進出することはあり得ないと考えています。そのための情報収集の場としてトップセールスを念頭に、さらなる企業誘致活動を続けてまいりたいと思いますので、6番さんのご理解をお願いする次第であります。

次に、2点めの石川市長の行政に対する将来の姿勢についてをお答えします。

6番さんからは、見送りとかバントでなくて直球ストレート勝負をお願いするというわけがございますが、お答え申し上げます。

私は、平成17年4月に合併後初代市長として皆様から支持ご支援をいただき、約3年半にわたり、潟上市の活力あるまちづくりに取り組んでまいりました。この間を振り返るとき、私の長い行政経験にしても全く未知の世界である合併は、多くの人との出会いと感動と叱咤激励の日々でもありました。平成18年の秋田県種苗交換会や翌19年の秋田国体は、まさにこれを象徴するものでありました。いずれの事業も大変な盛り上がり



みせ盛会裏だったことは、ひとえに市民をはじめ議員各位、自治会長、分館長、関係するボランティアの方々、小中学生、園児、職員など、多くの方々のご支援とご労苦の賜物でありました。潟上市長としてこうした歴史的事業へのめぐり合わせに対し、責任と誇りと大いなる心意気で皆様とともに潟上市の新たな歩みを進めてこられましたことに感慨ひとしおであります。

しかしながら、綿々と続く行政はまさに生き物であります。潟上市誕生に責任を有する一人として合併時における課題解決とまちづくりに鋭意取り組んできましたが、合併時における課題を解決できたもの、いまだ解決に至らないもの、また、潟上市単独の新たな都市計画や企業誘致、各種検討委員会の対応等々、課題山積であります。今日の厳しい社会情勢の中でいかにして市民の日々の暮らしに関わる満足度を高めていくか、地域住民の視点に立った施策推進が今こそ求められているのだと強く感じております。

このような中であって、天王市民のみならず昭和、飯田川市民の方々から再度出馬し、これらの課題解決に当たるべきが責務との声が多くあります。合併の真価が問われるのは、まさにこれからであります。私自身も山積する行政課題の解決とまちづくりの新たな展望に向けて、さらなる時間と渾身の努力が必要と考えています。私の一貫した政治姿勢は、市民の目線に立った行政運営にあります。行財政改革に意を用いながら、できること、できないことの説明責任を果たし、市民一人ひとりが心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指し、対話、強調、発展のまちづくりに真摯に取り組んでまいりたいと考えています。潟上市民が融和し、合併してよかったと言われるよう、市民による市民のためのまちづくり、心の合併に粉骨砕身、前進あるのみと心し、誇りある潟上市創造のため、引き続き合併市の舵取りをさせていただきたく、その決意を表明するものであります。マニフェストについては後日となりますが、どうか議員各位と潟上市民のご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 6番再質問ありますか。6番。

○6番（藤原幸雄） ただいまこの2点につきまして市長から大変前向きなご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

第1番の企業誘致のことですが、市長も先ほど言われましたように、私が言ったように3年めになりますが、まだ企業、潟上市に入りたいという方も何社かあるかと思えます。その辺は答弁はいりませんが、やはり今までそれ相応に公表したとこ

ろはやはり石川市長の手で継続的にまた十分公表しながら対応して、前向きにひとつ検討していただきたいという思いでございます。そういう意味から2番めの質問要請したわけでございますので、ひとつ宜しくお願いします。

一昨日ですか、9月9日、この本会議におきましても監査委員の監査の指摘の中で、石川市長に対して若干のスピード感がないという指摘がございました。やはりなかなか難しい点があるかと思えます。あろうかと思えますが、今までの行政経験を踏まえまして積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

また、私ども議員は市に対して何かあれば行政改革、スピード感と言われますが、私も議員の一人として反省をしております。そのことは、いわゆる議会改革云々といってもまだ手がつけられておりません。そのことを考えますと、やはり私どもは市をただ指摘したりいろいろ言うことではなくて、やはり議会と市と協調しながらこれからは対応、今までどおりですが対応してまいりたいと考えておりますので、ひとつ宜しくお願い申し上げますとともに、市長は行政経験も長く、また、隣に座っている鑑副市長もまた総務課長を経て今日に至ったと。教育長はこのとおり、また一生懸命頑張っておると。まさに三役一丸となって、職員一丸となって潟上市発展のために頑張っているということでございますので、私はそのことを高く評価するものでございます。

今後とも石川市長から貴重な経験を生かしながら、来年からですが向こう4年間、また誠心誠意、今まで以上にひとつ先ほど市長が申し上げましたように、ああやはり石川市長が2期、3期やってよかったなということの表し方を形で表さないと、かなり口だけではうまくないから、きちっとした中で対応していただきたいと思えますが、市長から大変恐縮でございますが、いま一度その決意のほどをまたもう一度お伺いしたいと思いますので、ひとつ宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 再質問にお答えします。

先ほどのことに尽きるわけでございますが、身に余るお言葉をちょうだいして汗顔の至りであります。今後はひとつ粉骨砕身と言いますが、心情としては市民の目線に立った行政運営だということと、それからやはり私は行政経験は役場職員の経験でありますので、大きなはったりも、それから風呂敷も上げれないのが欠点といえど欠点でございますが、それにしてもやはり身についた歳入に見合った、でもなおかつ市民の幸せというものを今後模索しながら実施していかなきゃならないと思っています。もとより浅学

非才の身でありますが、ひとつ皆さんからご指導とご鞭撻をいただきながら頑張りたい  
と思います。

以上です。

○6番（藤原幸雄） 終わります。

○議長（藤原幸作） これをもって、6番藤原幸雄議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、17日水曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでございました。

---

午後 2時10分 散会

